大学の世界展開力強化事業(平成28年度採択) 名古屋大学 取組概要

【事業の名称】(選定年度28年度(タイプA-① CAMPUS Asia))

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

【事業の概要】

欧米の「法のグローバル・スタンダード」を理解した上で、東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた議論に参画できる、法的・政治的認識共同体の人材形成を行う。中国、韓国の諸大学との連携を図り、東アジアにおける法情報の交換、アジア法・法整備支援論の共同形成、法曹養成と法科大学院の共同スタンダード化など、相互の学部学生を対象とする単位相互認定に基づく交流とともに、大学院を対象とする研究中心の交流をも実施することで、高等教育課程を包括する質の保証された教育研究交流を行う。







大学院教育レベルでの人材育成プロジェクトの内容



【交流プログラムの概要】

毎年本学から中国の大学へ5名、韓国の大学へ5名の計10名を長期留学生として半年または1年間派遣し、また、中国・韓国の大学からそれぞれ5名、計10名の学生を長期留学生として受け入れる。また、附属的プログラムとして、短期の派遣や受入を行うことで、多様な交流の場を設ける。

【本事業で養成する人材像】

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)の形成とそのための知識を有する法的・政治的人材の育成を通じて、東アジアの法的・政治的認識共同体の生成を図る。

【本事業の特徴】

法学分野でアジア研究をリードする日中韓の諸大学が参加し、研究活動および法学教育の両面から東アジアにおける共通法構築にアプローチする点がこれまで他にない本事業の特徴である。

【交流予定人数】

<タイプA-(1)>

	H28	H29	H30	H31	H32
日本(J)での受入	C5	C14	C14	C14	C14
	K5	K14	K14	K14	K14
中国(C)での受入	J14	J14	J14	J14	J14
	K5	K5	K5	K5	K5
韓国(K)での受入	J14	J14	J14	J14	J14
	C3	C5	C5	C5	C5

1. 取組内容の進捗状況(平成28年度)

【名古屋大学】

【事業の名称】(選定年度28年度(タイプA-① CAMPUS Asia))

東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

■ 交流プログラムの実施状況

〈国内研修・白川郷〉

〈韓国短期研修・国会〉





○ 大学院生のプログラムの構築

東アジア共通法の研究と実践を担う高度な人材育成を目指し、「東アジア法研究 I A・B:東アジア比較法」と「東アジア法研究 II A・B:東アジア共通法」(A・B各二単位)を各主管校が大学院生の共通講義として開設した。

○ 国内研修、リサーチ・ビジットの実施

日本における受入学生に日本や地域文化を知ってもらうこと、受入学生と 日本人学生の交流を図ることを目的として、白川郷・高山への国内研修、 及び伊勢へのリサーチ・ビジット実施した。

交流プログラムにおける学生のモビリティ

〇 日本人学生の派遣

平成28年には長期派遣生の第5期生を、中国に1名、韓国に2名派遣した。短期研修では、中国へ8名、韓国へ10名派遣した。また、短期研修には、大学院法学研究科生や法科大学院の学生も参加した。

〇 外国人留学生の受入れ

平成28年9月に中国から4名、韓国から4名受け入れた。

■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

○ 法学院長・学部長会議及びQuality Assurance協議会の実施

平成29年3月に第7回法学院長・学部長会議を実施した。また、平成28年9月に第13回QA協議会(於北京)、平成28年12月に第14回QA協議会(於ソウル)、平成29年3月に第15回QA協議会(於名古屋)を実施した。

〇 第4回学生シンポジウム

平成29年3月に日中韓の長期派遣学生を中心に、第4回学生シンポジウム (於名古屋)を実施した。長期留学への参加とそれによって得られた知見が 自らのキャリアデザインにどのような影響を与え、または与えうるかについて 検討し、さらに、本プログラムの所期の目標でもある、東アジア共通法形成に むけた人材育成という観点から、日中韓各国における自国の法学・政治学研究の状況を踏まえ、東アジア共通法の可能性を検討した。

<タイプA一①>

	H28
日本(J)での受入	C4 K4
中国(C)での受入	J9 K5
韓国(K)での受入	J13 C3

〈学生シンポジウム&キャリア形成セミナー〉



■ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

〇 協定書の締結

パイロット事業を基礎として、恒常的な人材育成の枠組みが基本的に形成されたことに鑑みて、平成28年度以降の協定を第7回法学院長・学部長会議にて締結した。

〇 学生組織の活用

派遣された学生が中心となって、受入学生、派遣予定学生のコミュニティを作り、語学サークルを開催したり、学生シンポジウム等の行事の運営、派遣学生募集のための広報活動に当たっている。これらのことは派遣・受入学生共に参加しやすい体制づくりに貢献している。

■ 事業の実施に伴う大学の国際化の状況 情報の公開、成果の普及

〇 卒業生の進路

本プログラム修了生で平成28年度3月に本学を卒業した者の進路については、卒業生6名のうち、修士課程に進学した者と法科大学院進学準備中がそれぞれ1名存在する。その他、県庁に就職した者(1名)やアジアを中心に活躍する日本の大手企業に就職した者(3名)も存在する。これらの結果から、所期の目的が着実かつ堅実に達成されているといえる。

〇 パンフレット・HP更新、同窓会報の作成

これまで使用していたパンフレットやホームページを改訂した。さらに、同窓会のネットワークを利用し、派遣された学生が主体となって日中韓の同窓会報を作成した。各国の長期派遣を経験した在学生や卒業生、現在派遣中の学生の様子が分かるものになっており、関係各所に配布し、広報活動にも役立てた。

■ グッドプラクティス等

〇 キャリア形成セミナー

日中韓のインターンシップ先の企業や法律事務所と協力し、キャリア形成支援を目的としてセミナーを実施した。東アジアで国際的に活躍している弁護士、教員、会社役員の方々とグローバルに活躍したい学生達が報告をし、総合討論にて国際的な活躍の現状に関する学生の理解を深め、学生の国際的な社会進出のサポートを強化した。このセミナーには、多くの卒業生も参加し、在学生と卒業生の交流も促進された。



2. 取組内容の進捗状況(平成29年度)

【名古屋大学】

【事業の名称】(選定年度28年度(タイプA一① CAMPUS Asia)) 東アジア「ユス・コムーネ」(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成

■ 交流プログラムの実施状況

〈学生交流会•奈良〉



〈韓国短期研修·DMZ〉



○ 成均館大学との間でダブル・ディグリー締結へ

平成29年度9月から韓国・成均館大学とダブル・ディグリー実施に向けて本格的に交渉を開始し、草案を完成させた。平成30年度中の締結を目標としている。

○ 国内研修、リサーチ・ビジットの実施

日本における受入学生に日本や地域文化を知ってもらうこと、受入学生と 日本人学生の交流を図ることを目的として、奈良・彦根へのリサーチ・ビ ジットを実施した。

○ 岡山大学・立命館大学キャンパス・アジアプログラムとの学生交流会の実施

平成29年6月に立命館大学において両大学と本学のキャンパス・アジア学生の交流会を実施し、プログラム紹介、京都市内でのフィールドワーク等を通じてお互いのプログラムへの理解、学生間の交流が促進された。

■交流プログラムにおける学生のモビリティ

〇 日本人学生の派遣

平成29年には長期派遣生の第6期生を、中国に4名、韓国に6名派遣した。短期研修では、中国へ12名、韓国へ8名派遣した。また、短期研修には、大学院法学研究科生や法科大学院の学生も参加した。

〇 外国人留学生の受入れ

平成29年に中国から9名、韓国から7名受け入れた。平成29年8月のインターナショナル・サマーセミナーでは、中国から8名、韓国から10名、受け入れた。平成30年1月の日韓学生交流会では、韓国から7名、平成30年3月の学生シンポジウムでは、中国から5名、韓国から8名受け入れた。

	H28	H29
日本(J)での受入	C4 K4	C22 K32
中国(C)での受入	J9 K5	J16 K8
韓国(K)での受入	J13 C3	J14 C6

<タイプAー(1)>

■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

O Quality Assurance協議会の実施

平成30年3月に第18回QA協議会(於名古屋)を実施した。成果や今後の課題を報告し、今後の在り方や方向性について議論を繰り広げた。

〇 第5回学生シンポジウム

平成30年3月に日中韓の長期派遣学生を中心に、第5回学生シンポジウム (於名古屋)を実施した。昨年度日中韓各国で、半年または一年間の留学を 経験した各国学生が名古屋に集い、お互いの経験を共有すると共に、留学中 に得た知見をもとに、東アジア共通法に関する学術的な報告を行った。

〈学生シンポジウム〉



■ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

○ インターナショナルサマーセミナー

7月31日から8月9日まで名古屋大学においてインターナショナルサマーセミナーを実施した。 英語による法学及び政治学の 講義、司法機関へのリサーチビジットや法律事務所へのインターンシップ等が行われた。これには、計18名の中韓の学生の他、 日本人学生も参加した。

〇 学生組織の活用

派遣された学生が中心となって、受入学生、派遣予定学生のコミュニティを作り、語学サークルを開催したり、学生シンポジウム等の行事の運営、派遣学生募集のための広報活動に当たっている。これらのことは派遣・受入学生共に参加しやすい体制づくりに貢献している。

■ 事業の実施に伴う大学の国際化の状況 情報の公開、成果の普及

〇 卒業生の進路

本プログラム修了生で平成29年度9月・3月に本学を卒業した者の進路については、卒業生13名のうち、修士課程に進学する者と法科大学院に進学する者がそれぞれ1名存在する。その他、県庁に就職した者(1名)やアジアを中心に活躍する日本の大手企業に就職した者(10名)も存在する。これらの結果から、所期の目的が着実かつ堅実に達成されているといえる。

〇 同窓会報の作成

同窓会のネットワークを利用し、派遣された学生が主体となって日中韓の同窓会報を作成した。 各国の長期派遣を経験した在学生や卒業生、現在派遣中の学生の様子が分かるものになっており、 関係各所に配布し、広報活動にも役立てた。

■ グッドプラクティス等

〇 新歓交流会

平成29年6月に中韓の受入生・日本人の留学経験者が新入生歓迎会を行い、33名の学生が参加した。学生手作りの日中韓の料理を囲みながら、留学体験の説明や文化の紹介を行い、キャンパス・アジアの広報活動に役立てた。

